

村長への手紙（メール）

令和5年10月23日

倒木の恐れと対策について

村政へのご尽力、ありがとうございます。

自宅隣地にある枯れ木の対処についての相談です。

現在、自宅隣の敷地に枯れた木（2～30mの高木）が何本もあり、安全と財産が危険な状態に晒されています。

村であれば所有者の情報（固定資産情報）をお持ちだと思うので、所有者へ対応願いの連絡をして欲しい旨を農林課に依頼しましたが、私有地に関与できないとのことで一蹴された経緯があります。

既に何本もの枯れ枝が自宅内に落下しており、クルマの屋根や庭木に損傷を与えており、強風の日には持ち上がらないくらい重い枝が庭に刺さっていることとすらあります。このまま本体が倒れると自宅への被害、最悪の場合は家族やお客様が死傷する恐れがあります。

家族の安全を守りたいのと、今後も村内で同様のケースは発生すると思われるので、下記を要望として挙げさせていただきます。

1. 倒木の恐れがある木の所有者への連絡（出来れば、内容証明郵便など、強い督促）
2. 毎年の固定資産税通知への、所有土地の適正管理啓発のチラシ封入
3. 倒木の恐れがある木を、所有者以外が処分（伐採）出来る仕組みづくり

1に関しては至急でのお願いとなります。

どうぞよろしく願いいたします。

令和5年11月2日 回答

「自宅隣地にある枯れ木の対処について」の件、ご回答申し上げます。

各関係部署（農林課、住民財務課、建設水道課）と内容を協議致しましたが、通常、立木はその土地の持ち主の財産であるため、残念ながら、村から立木の伐採を強制することはできないということが回答となります。

また、固定資産税の通知に適正管理啓発のチラシを封入することも検討させていただきましたが、税の通知であるという性質上、難しいのが現状です。

ご要望に沿うことができず、大変申し訳ございません。

なお、本件のような場合、有償とはなりますが法務局等で所有者名及び住所の開示を受けることができますので、相手方へご連絡いただく流れになるかと存じます。

又、村では弁護士会による「無料法律相談」を行っております。

次回は11月10日（金）、中央公民館にて開催されます。

民間の土地に関する相談も可能ですので、希望される場合は住民財務課 住民係（0266-79-7927）までご連絡ください。

どうぞよろしく願い致します。